

香川県立坂出商業高等学校校則（「生徒心得」）

本校生徒は健全な心身と秩序ある気風を養うため、次の事項を守る。

第1章 服 装

服装は本校生徒としての品位を損わないように心がける。

1 男子制服

- (1) 冬服…黒色無地の標準型学生服とする。学生服の左襟に校章を、左胸部に名札をつける。ベルトの色は黒・茶・紺色の目立たないもので、幅は2～4 cmとする。
- (2) 夏服…本校指定の長袖シャツまたは半袖開襟シャツとする。左胸部に名札をつける。

2 女子制服

- (1) 冬服…本校指定の紺色無地のブレザーとスカート及びブラウス、ネクタイとする。
ブレザーの左襟に校章を、左胸部に名札をつける。
スカート丈は、膝下（膝が隠れる長さ）とする。
ベスト・セーターは、冬季の防寒対策として着用し、本校指定のものに限る。
 - (2) 夏服…本校指定の開襟ブラウス（長袖・半袖）とスカートとする。左胸部に名札をつける。
- 3 防寒用コートは無地の紺色で、型はステンカラーまたはPコートでフードなしを着用してもよい。ジャンパーは着用してはならない。
 - 4 頭髮は品位ある高校生らしい型とする。男子はすそがまゆ、耳、襟にかからないように短くする。女子は前髪がまゆの線を超えないようにし、もしこれより長いときは、黒色の目立たないヘアピンでとめる。髪を結ぶひもまたはリボンは幅1 cm以内で、黒・紺または茶色の飾りのないものとし、ゴムの場合も同色とする。
 - 5 有色のリップクリームやマニキュア等を含め化粧は禁止する。
 - 6 アクセサリー類を身につけてはならない。
 - 7 男女ともソックスは白・黒または紺色で、いずれも無地でくるぶしが完全に隠れる長さのものを着用する。ただし、式典時は男女とも白色無地のものに限る。また、女子の防寒具としてベージュのストッキングまたは黒色のタイツを着用してもよいが、黒色のタイツを着用する際は、必ず黒色無地のソックスを着用する。
 - 8 通学用の靴は、ひもつき・マジックテープの白色を基調とした運動靴、または華美でない黒色の革靴、もしくは合成皮革の靴とする。かかとはいちばん低いもの（3 cm以内）とする。
 - 9 生徒手帳は常に携帯する。

第2章 礼 儀

他人に対する敬愛の心持ちを表したものが礼儀である。殊に挨拶は人間関係の最も基本的なマナーである。

- 1 職員や外来者に対してはもとより、生徒相互でも気持ちのよい挨拶を心がける。暴言や粗暴な態度はとらない。
- 2 校外生活においても、他人に迷惑をかけることなく、本校生徒としてのマナーを守る。
- 3 健全な交友関係を心がける。

第3章 学習及び考查

生徒の本分はあくまでも真剣な学習への取り組みにあることを自覚しなければならない。

(学習に対する心得)

- 1 教科用具を忘れないようにするとともに、必ず持ち帰り予習復習をする。
- 2 授業開始のチャイムの合図で定められた自席に着き、授業の準備をして待つ。
- 3 授業の開始及び終了時には、学級委員長の号令で真心のこもった礼をする。
- 4 教師の許可なく座席を変更しない。

(考查に対する心得)

- 1 考查には公正な態度で臨むとともに、考查についての注意事項をよく守る。

第4章 風 紀

生徒としての本分を自覚し、自らの行動は慎重でなければならない。学校は1つの生活共同体であり、1人の不注意や非行が全体に迷惑をおよぼすことにもなるので、特に次の事項を厳守する。

(一般)

- 1 飲酒、喫煙、薬物乱用、パチンコ等を禁止する。
- 2 理由のいかんにかかわらず、脅迫、暴力、示威、いじめ等をしてはならない。
- 3 校内で、許可なくして火気を扱ってはならない。
- 4 授業や部活動などに必要としない物品は、学校へ持参してはならない。
- 5 金銭の所持は必要最小限とし、貸借をしてはならない。
- 6 校内で物品等を売買してはならない。
- 7 政治的活動等については、次のことを心がける。
 - (1) 公職選挙法に違反しないこと。
 - (2) 学校の構内での選挙運動や政治的活動は禁止する。
 - (3) 放課後や休日等の学校の構外での選挙運動や政治的活動は、家庭の理解のもと、本人が判断し、おこなうこと。
- 8 次の行為をなすときは、あらかじめ担当教師を通じて校長の許可を受けなければならない。

- (1) 学校内外で集会、掲示、印刷物配布をするとき
- (2) 対外試合、合宿等や登山その他危険を伴うおそれのある場所に入出入りするとき
- (3) 学校外の諸行事に参加したり、団体の組織またはこれに加入をするとき
- (4) 異装をするとき
- (5) アルバイト、募金（これらは原則として禁止）をするとき
- (6) 自動車運転免許を取得するとき（許可条件を満たした3年生のみ、所定の期間に限り許可）。なお、原付自転車、自動二輪車の免許取得は禁止する。
- (7) 携帯電話・スマートフォンを校内に持ち込むとき

（校内風紀）

- 1 校舎内では静粛にし、右側通行を守る。
- 2 始業から終業まで、許可なく校外に出てはならない。
- 3 校舎、校具を無断使用したり、故意に汚損、破壊したりしてはならない。
誤って破損した場合は、学級担任に届け出をし、弁償しなければならない。
- 4 校長室、職員室、事務室、警備室、保健室、その他特別教室等には許可なく立入ってはならない。
- 5 学校の備品を使用するときは担当教師の許可を、校外に持ち出す時は校長の許可を得なければならない。
- 6 放課後及び休業日に校内の教室及び体育館その他の施設を使用する時は、必ず担当教師の許可を得なければならない。
- 7 早退、外出、欠課等の場合は生徒手帳の「諸届・許可欄」に事由を記入して、学級担任の許可印を受けなければならない。遅刻については入室許可証に教頭及び生徒指導部等の許可印を受け、入室時にこれを呈示しなければならない。
- 8 遅刻、欠席の場合は、当日7時50分から8時20分の間に保護者から学級担任へその理由を届け出る。
- 9 忌引日数は、次のとおりである。

父 母	7 日以内
祖父母・兄弟姉妹	3 日以内
曾祖父母・伯叔父母	1 日
兄弟姉妹の配偶者	1 日
- 10 生徒の下校時刻は、17 時である。

考査の時間割発表後から考査終了までは、原則として各部の活動を禁止する。ただし、やむを得ない事情のために活動する場合は、顧問が定期考査中部活動許可願を提出し、許可を得なければならない。
- 11 下校の際は最後の者が戸締まり及び消灯を確認しなければならない。
- 12 部室の使用は部活動中に限るものとし、部活動に関係のない私物を置いたり、部員以外の者を出入りさせてはならない。部室は常に整理整頓し、使用前後は施錠し

ておく。

13 食堂の利用については、次のことを心がける。

- (1) 物品を大切に取り扱い、絶対に持ち出さない。また、後片付けを確実にこなう。
- (2) その他定められたルールとマナーを守る。

14 昼食は教室等の適切な場所とする。

(校外風紀)

- 1 映画館やコンサート会場、カラオケボックス、ボウリング場、ゲームセンター、まんが喫茶、インターネットカフェ、ビリヤード場等への出入りは、香川県青少年保護育成条例に基づき、深夜の入場を禁止する。
- 2 パチンコ店、マージャン荘、飲酒店等、香川県青少年保護育成条例に規定されている場所への出入りは禁止する。
- 3 原則として夜間外出はしない。やむを得ないときは 23 時までとし、以後は、保護者同伴とする。
- 4 原則として保護者同伴以外の外泊は禁止する。
- 5 原付自転車、自動二輪車及び自動車の運転及び同乗（保護者等の運転する場合を除く）は禁止する。
- 6 交通事故に遭ったり、交通違反に問われた場合は、速やかに学校に届け出なければならない。

第5章 通 学

通学途上では服装・態度に注意し、交通道德や交通法規をよく守る。

- 1 午前 8 時 30 分までに登校する。
- 2 放課後は速やかに下校し、途中無用の寄り道をしない。
- 3 自転車通学者は必ず自転車（ドロップハンドルやイーグルハンドルなど安定性を欠くものやハブステップ付きのものは禁止）の登録を行い、万一に備えて自転車保険に加入する。本校の鑑札を貼付して、所定の位置に施錠し整頓して置く。校内での乗車は禁止する。
- 4 自転車については、特に 2 人乗り、傘さし運転、並進、無灯火、信号無視、携帯電話を使用しながらの運転、ヘッドフォンを装着して音楽を聴きながらの運転などの交通法規違反を絶対にしてはならない。